

予算と税金(その7)

↳戦後の予算と税金↳

食糧不足とインフレ

戦後の日本は、戦地から帰還した軍人や邦人等により人口が急増し、これに加えこの年(昭和二〇年(一九四五))は、全国的な異常気象により農作物の作況が悪く深刻な食糧不足に陥りました。

また、戦争により国内の主要都市や重工業地帯が米軍機による空爆を受け生産基盤が破壊され、生活必需品や生産資材の生産力が低下し極度のインフレになり、人々の生活を一層混乱させました。

このインフレは異常なもので、具体的数値で見てもみると、昭和二一年(一九四六)産の米価(政府買上げ)は玄米一石(一五〇キロ)七五円が翌二二年は一石、五〇〇円で六・六倍、翌二三年には一石、三七一七円で前年比七・四倍、前々年比四九・六倍という異常な物価の上昇で、全ての物資に影響が及びました。

また、主食(米、麦類等)の配給は、戦前は全く購入できないことはありませんでした。戦後は、「遅配」「欠配」が続き「食糧パ

ニック」が起りました。

この主食の欠配に一番困ったのは農作物を生産し自給できる人以外の都市、農村に係わらず全ての人たちでした。

毎日の食べ物を得るため消費者の方々は農村に買出しに出かけました。購入資金はインフレと「新円切替※」により食糧購入資金が不足していたため、貴金属品や衣料品などの交換により食糧を手に入れたものでした。

※「新円切替」

異常なインフレを抑制するために、昭和二二年二月、これまでの通貨を廃止し預貯金を封鎖し、新しい通貨を発行しましたが、一人あたりの新円の切替額を制限した措置のこと。

当時、このような生活を「たけのこ生活」といい、交換品の対象となった米、麦類、じやがいも(さつまいも)などを「ヤミ米」と言っていました。

このような極端な食糧不足は農業者にとっても大きな重圧がかかりました。

その一つは、主食の強制的な供出でした。米、麦類のほか豆類、じやがいもまでもが供出の対象となり、その数量は一方的に国から示され、その数量を達成するため農業者の方々は、自家で食べるものまでも供出しなければならぬことも多くありました。さらに、生産資材や配給以外の肥料などは、米や麦類などとの交換でなければ手に入らなく、それに加え過酷な農業所得税の課税(昭和二三、二四年度は村予算の村税総額(決算額)と変

わりない額)により、苦難を強いられました。この食糧不足とインフレが落ち着くのは、昭和二五年(一九五〇)頃からでした。

▼「二区の金属回収」



「二区の金属回収」

戦時中、飛行機や軍艦・兵器をつくるため、政府は「金属回収令」を公布して、家庭から火鉢・鉄びん・白金・仏具やお寺の梵鐘までも供出を呼びかけた。国民は、貴重な家財をも供出した。写真は、二区第三農事実行組合集会所に集められた、火鉢・鉄びん・馬の鈴・仏具などである。

インフレで村予算も急騰

戦後の昭和二一年度から同三〇年度（一九五五）までの、端野村の当初予算は次表のとおりでした。

▼昭和21年度から昭和30年度までの 予算総額の推移（当初予算、単位：円）

年度	予算総額	前年度対比
昭和21年度	215,329	138%
同 22年度	1,248,470	579%
同 23年度	7,139,282	572%
同 24年度	41,298,600	578%
同 25年度	33,659,996	81.5%
同 26年度	49,888,658	148%
同 27年度	67,335,725	135%
同 28年度	64,276,382	95.4%
同 29年度	46,005,000	71.6%
同 30年度	40,596,110	88.2%

インフレの影響を受け、昭和二二年度は前年対比五・七九倍、同二三年度が前年対比五・七二倍、同二四年度は五・七八倍と毎年五倍弱もの予算となっており、落ち着きを見るのは昭和二五年度からでした。

予算に占める村税の割合

昭和二一年度から同三〇年度までの、端野村の当初予算に占める村税の割合は次のとおりでした。

▼昭和21年度から昭和30年度までの予算と村税の推移 （当初予算、単位：円）

年度	予算総額	村税	予算に占める村税の割合
昭和21年度	215,329	69,009	32.0%
同 22年度	1,248,470	586,353	46.9%
同 23年度	7,139,282	2,731,323	38.3%
同 24年度	41,298,620	16,152,380	39.1%
同 25年度	33,659,996	13,461,530	40.0%
同 26年度	49,888,658	13,510,993	37.1%
同 27年度	67,335,725	18,214,604	27.1%
同 28年度	64,276,382	19,259,729	29.9%
同 29年度	46,005,000	17,006,660	36.9%
同 30年度	40,591,110	17,660,000	43.5%

戦前においては、予算総額に占める村税の割合は五割強でしたが、戦後は平均三割七分で戦前より予算総額に占める村税の割合が減

少しています。

しかし、国から交付された「分与税※」を加えると予算総額の五割強となり、戦前の割合と変わりありませんでした。

※「分与税」

昭和一五年度から、国税として納められた税金の中から市町村の財源を補完するために一定の基準で市町村に配分する財源。昭和二六年度（一九五二）からは、「地方財政平衡交付金」、同三〇年度からは「地方交付税」に名称が変更されました。

▼参考事項 国からの分与税（単位：円）

年度	分与税	予算総額に占める分与税の割合
昭和21年度	54,098	25.1%
同 22年度	63,595	5.1%
同 23年度	615,315	8.6%
同 24年度	1,883,000	4.6%
同 25年度	2,617,000	7.8%
同 26年度	6,206,294	12.4%
同 27年度	9,000,000	13.4%
同 28年度	12,000,000	18.7%
同 29年度	13,500,000	29.3%
同 30年度	13,000,000	32.0%

「地方財政平衡交付金」に変更

「地方交付税」に変更